

国民年金のおはなし

国民年金保険料と税金

国民年金の保険料は、国保税などと同時に「社会保険料控除」の対象となります。

年末調整や確定申告で社会保険料控除を受けるためには、社会保険庁から送られてくる「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」または領収証書が必要です。

控除証明書は、国民年金保険料を今年1月1日から10月1日までの間に納めた人には11月上旬に送られ、10月2日から12月31日までの間に今年初めて納めた人には来年の2月上旬に送られます。

なお、家族の国民年金保険料を納めた場合にも社会保険料控除は受けられます。家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

お問い合わせは、控除証明書に記載されているお問い合わせ電話

または **倉敷西社会保険事務所**

(国民年金業務課)

☎086-523-6393



税を考える週間 11月11日(日)～17日(土)

本年度のテーマは「少子・高齢社会と税」です。

11月10日(土)から16日(金)の間、図書館と笠岡信用組合本店に児童・生徒のみなさんから募集した税に関する作品を展示します。

私たちの暮らしを支える税の意義や役割について、この機会に考えてみましょう。

問合せ：笠岡税務署

☎3112

年末調整説明会

所得税の源泉徴収を行って、いる事業所を対象に、年末調整の仕方や、各種書類の提出

方法などを説明します。

とき：11月21日(水)13時30分～

ところ：市民会館

問合せ：笠岡税務署

☎3112

国民健康保険に関する不審な電話・訪問者にご注意を!

県内で、国民健康保険に関する不審な電話や訪問者がありました。

電話で住所・氏名を聞きだそうとしたり、訪問して署名捺印を求めるとは市役所はしていませんので、安易に応じないよう注意をお願いします。不審な点がある場合は市役所へ問い合わせてください。

問合せ

市民課

☎2130

苗木の幹旋

山への植林を計画している人のために苗木を幹旋します。

種類：スギ、ヒノキなど

申込期限：2月8日(金)

配布予定：3月上旬

申込み・問合せ

産業振興課 ☎2145



11月は児童虐待防止 推進月間です

「きこえるよ

耳をすませば

心のさけび」

(平成19年度児童虐待防止推進月間標語)

ちよつとした「目くばり」

「気くばり」で、子どもを

虐待から救えます。

◎誰もがやれること から始めましょう

子どものこんなサインを見

落としていませんか？

・不自然な傷や打撲のあと

・着衣や髪の毛がいつも汚れている

・表情が乏しい

・おどおどしている

・落ち着きがなく、乱暴になる

・親を避けようとする

・夜遅くまで一人で遊んでいる

「おかしい」と感じたら迷わず連絡(相談)しましょう。

問合せ：子育て支援課

☎2132

虐待相談専用ダイヤル

☎5151

自衛官募集の説明会

内容：平成19年度の募集・試験内容などについて

とき：平日の10時～18時

※電話での問合せも可。

ところ：問合せ

防衛省倉敷地域事務所

(倉敷市昭和二一ー三

☎086(422)7358

☎086(422)7358

各種相談

犯罪被害者相談会

(無料・秘密厳守)

弁護士や精神科医、県警な

どの専門家による犯罪被害者

のための無料相談会が開催さ

れます。

とき：11月26日(月)

10時～12時

ところ：ルネスホール

(旧日銀岡山支店 岡山市内

山下一一六一二〇)

対象：殺人、傷害、交通事故、